

「文京区国内交流・連携事業補助金」に関するQ&A

No.	質問等	回答
対象者について		
1	「非営利団体」の範囲は。	「非営利」とは、団体が利益を上げてもその利益を構成員(会員など)に分配しないという「非分配」を意味します。 つまり、「非営利団体」とは、「利益を上げない団体」という意味ではなく、「利益が上がっても構成員に分配せず、団体の活動目的を達成するための費用に充てている団体」とされています。 例えば、町会、自治会、子ども会、老人会、スポーツ団体などが挙げられます。
補助事業について		
2	申請者が後援を行う事業は対象となるのか。	対象になりません。主催・共催など、申請者が主体となって実施する事業のみ申請できます。
3	「住民相互交流事業」とはどのようなものか。	例えば、農業などを体験したり、住民の方と一緒にスポーツを行ったりするなど、何かしらの形でその地域の方々と交流を行うものを想定しています。単に対象地域に観光へ行くだけでは交付の対象とはなりません。
対象地域について		
4	「対象地域」とはどこか。	国内のどこでも対象地域とします。ただし、文京区を除く東京都内の市区町村は対象外です。 また、交流の対象地域が「区と協定等を締結している地域」、「区又は区民主導で交流が継続している地域」である場合は、選考時にその点を重視します。詳細は、区ホームページ内「選考」の項目をご確認ください。
5	「区又は区民主導で交流が継続している地域」とはどこか。	「区主導で交流が継続している地域」とは、区において直近2か年度に、連続して交流事業を実施した地域とします。(令和2年度を基準とした場合は、平成29年度下半期から令和元年度上半期に交流事業を実施した地域が対象) 「区民主導で交流が継続している地域」とは、区内団体において独自に交流を行っている地域とします。この場合は、交流の実績を示す書類を申請者から提出していただく必要がございます。(任意様式)
補助対象経費について		
6	「事業の実施に直接要する費用」とは、どのようなものを想定しているのか。	事業の実施のために直接必要となる経費であれば対象とします。 例えば、地域の方に講演を依頼するような事業の場合、往復の交通費、会場代、講師への謝礼、講演中の講師のお茶代などは経費として認められます。 また、宿泊代などについても、事業全体が複数日にわたる場合などは対象とします。宴会代などの事業と直接は関係がない飲食代などは対象となりません。
7	同一の事業で別の補助金を受けているが、この補助金の対象となるか。	対象になりません。 また、今後、同一の事業で別の補助金を受けようとしている場合についても、この補助金の対象とはなりませんので、ご注意ください。
補助金の額について		
8	補助金の交付額を教えてください。	事業実施に直接要した対象経費(Q6参照)の2分の1となります。(上限10万円) ただし、申請した経費の一部が対象経費と認められない場合などは、申請額より少ない金額で交付される場合がありますので、ご注意ください。
対象期間について		
9	実施事業の対象期間を教えてください。	助成金交付決定の日から令和3年2月28日(日)までに実施が完了した事業を対象とします。ただし、実績報告書の提出期限がございますので、スケジュールに余裕を持った事業実施をお願いいたします。
申請について		

10	この補助金は、毎年申請できるのか。	<p>この補助金は、原則として1度交付を受けたら2年間申請することができません。</p> <p>例えば、令和元年度に交付を受けた場合は、令和4年度にまた申請可能となります。</p> <p>ただし、2年連続で事業を行う場合に限り、その2年については申請することができます。</p> <p>例えば、令和元年度に交付を受けていても、令和2年度にも連続して事業を行う場合は、令和2年度も申請が可能です。</p>
実績報告・補助金の支払について		
11	補助金はいつ交付されるか。	<p>事業終了後にご提出いただく実績報告書の内容が確認できましたら額の確定通知を送付いたします。</p> <p>当該確定額にて請求書をご提出いただいた上、団体の口座へお支払いします。</p> <p>実績報告書、請求書の提出期限については、交付決定の際別途通知いたします。</p>